

ビジネスライブラリー運営業務の評価（案）の概要

1. 業務内容及び契約期間

公共サービス改革基本方針（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）において、官民競争入札の対象事業として決定

業務内容：ジェトロビジネスライブラリー（東京、大阪）における資料整理、資料管理、閲覧・利用者サービスに係る業務等

契約期間：平成 22 年 4 月から平成 24 年 3 月までの 2 年間

2. 実施状況に関する評価

受託事業者は仕様書に基づき適切にビジネスライブラリーにおける資料整理、資料管理、閲覧・利用者サービスの各業務を実施した。また、利用状況の把握や蔵書点検等の作業の効率化に向け、資料のバーコード貼付位置を統一するなど、受託事業者の工夫をいかし業務が実施されるとともに、日々のモニタリング等を通じて、業務運営上の問題点を洗い出し、改善策を実施することによりサービスの質が向上し、その結果、利用者の満足度は目標を上回る高水準の結果が得られたことから、確保すべき質は達成できたものと評価できる。

3. 実施経費に関する評価

2 年分の契約金額 12,197 万円は、従来の実施に要した経費の約 95%に相当し、2 年間で 666 万円、1 年当たり 333 万円の経費が削減された。

4. 今後の事業について

本事業は、平成 22 年度及び 23 年度の事業について官民競争入札を実施し、落札した民間事業者が業務を実施した。この結果、受託事業者の工夫をいかしつつ、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減が実現できたことから、民間事業者による事業実施に問題はないものと考えられ、次期事業においては民間競争入札を実施することが適当と考えられる。

なお、本事業の官民競争入札では、機構を含めた 4 者の応札があったものの、入札金額が予定価格の範囲内であった 1 者が落札者となった。このため、事業実績のない民間事業者においても、実施状況を踏まえた実施方法の工夫（企画書の提案）が可能となるよう、実施要項等において本実施状況の内容を十分に情報開示するとともに、実施経験を踏まえた受託者の工夫により、さらなる質の維持、向上や効率的な事業実施を図る観点から、契約期間の延長の検討を行うことが必要と考えられる。